

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第3 事業の実施</p> <p>1 事業の実施方針</p> <p>(1) 助成事業</p> <p><u>第5</u>の市町村が策定する集落営農等支援計画（<u>別紙様式第2号</u>。以下「支援計画」という。）に基づき、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）又は実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）に基づき策定されたものをいう。以下同じ。）が策定されている地域等において、集落営農組織等による集落営農の活性化に向けたビジョンづくりとその実現に向けた取組を助成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 事業実施地区</p> <p>本事業は、以下の地区を対象とする。ただし、当該実施地区と隣接する地域であって、かつ、当該事業と一体的に事業を実施することが集落営農組織の発展に向けて必要と認められる地域については、同地域を含めて一体的に実施することができるものとする。</p> <p>(1) 地域計画</p> <p>本事業の計画申請までに、地域計画が策定されている<u>地区</u></p> <p>(2) 実質化された人・農地プラン</p> <p>本事業の計画申請までに、実質化された人・農地プラン、人・農地プラン進め方通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン等」という。）の策定されている地区であり、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の策定について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成した工程表をいう。</p>	<p>第3 事業の実施</p> <p>1 事業の実施方針</p> <p>(1) 助成事業</p> <p>市町村が策定する集落営農等支援計画（以下「支援計画」という。）に基づき、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）又は実質化された人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）附則（令和5年4月1日付け4経営第3216号）5の規定によりなお従前の例によるものとされる人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）に基づき策定されたものをいう。以下同じ。）が策定されている地域等において、集落営農組織等による集落営農の活性化に向けたビジョンづくりとその実現に向けた取組を助成する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 事業実施地区</p> <p>本事業は、以下の地区を対象とする。ただし、当該実施地区と隣接する地域であって、かつ、当該事業と一体的に事業を実施することが集落営農組織の発展に向けて必要と認められる地域については、同地域を含めて一体的に実施することができるものとする。</p> <p>(1) 地域計画</p> <p>本事業の計画申請までに、地域計画が策定されている<u>区域又は地域計画の策定に向けた工程表が作成され、令和5年度中に策定が確実と見込まれる区域</u></p> <p>(2) 実質化された人・農地プラン</p> <p>本事業の計画申請までに、実質化された人・農地プラン、人・農地プラン進め方通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン等」という。）の策定されている地区であり、工程表（「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の策定について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づき作成した工程表をいう。</p>

以下同じ。)を作成し、令和6年度中に地域計画の策定が確実と見込まれる地区

3 事業実施期間等

第5の都道府県事業実施計画(別紙様式第3号。以下「都道府県計画」という。)及び市町村の支援計画に記載された取組は、事業実施年度の年度内に取組を完了するものとする。

また、5の(1)の助成対象者は、ビジョンの実現に向け最長で3年間取組を継続できることとし、この場合において、国の補助は、それぞれの年度において承認した都道府県計画及び支援計画に記載された取組に係る経費を対象とするものとする。

4 (略)

5 事業内容

(1) (略)

(2) 助成対象者及び事業実施主体の取組及び助成・補助の内容

ア (略)

イ 都道府県の取組及び補助の内容

(ア) 都道府県サポート活動

都道府県は、助成対象者の集落ビジョン及び年度別計画(以下「集落ビジョン等」という。)の策定及び集落ビジョンの実現に向けた取組について、都道府県が主たる構成員となり、市町村やJA等の地域の関係機関等が参画した体制を構築し、集落営農の経営状況等の分析や取組の提案、話合いのサポート、連携先の紹介、栽培技術等の指導等の必要なサポートを行うものとする。また、サポートに当たっては、必要に応じて、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(令和6年4月1日付け5経営第〇〇号農林水産事務次官依命通知)第2の(1)の農業経営・就農サポート推進事業(以下「サポート事業」という。)による伴走型支援の活用も検討するものとする。

補助対象となる経費及び補助率は、関係機関(市町村を除く。)が行うサポートに対する経費を含め、別紙2に掲げるとおりとし、他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとする。

ウ (略)

第4 成果目標

1 (略)

2 目標年度

成果目標の目標年度は、第5の4支援計画の承認のあった日の属する年度から起算して3年度目とする。

以下同じ。)を作成し、地域計画の策定に向けた協議の場の設置を予定している区域

3 事業実施期間等

第5の都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)及び市町村の支援計画に記載された取組は、事業実施年度の年度内に取組を完了するものとする。

また、5の(1)の助成対象者は、ビジョンの実現に向け最長で4年間取組を継続できることとし、この場合において、国の補助は、それぞれの年度において承認した都道府県計画及び支援計画に記載された取組に係る経費を対象とするものとする。

4 (略)

5 事業内容

(1) (略)

(2) 助成対象者及び事業実施主体の取組及び助成・補助の内容

ア (略)

イ 都道府県の取組及び補助の内容

(ア) 都道府県サポート活動

都道府県は、助成対象者の集落ビジョン及び年度別計画(以下「集落ビジョン等」という。)の策定及び集落ビジョンの実現に向けた取組について、都道府県が主たる構成員となり、市町村やJA等の地域の関係機関等が参画した体制を構築し、集落営農の経営状況等の分析や取組の提案、話合いのサポート、連携先の紹介、栽培技術等の指導等の必要なサポートを行うものとする。また、サポートに当たっては、必要に応じて、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)第2の(1)の農業経営・就農サポート推進事業(以下「サポート事業」という。)による伴走型支援の活用も検討するものとする。

補助対象となる経費及び補助率は、関係機関(市町村を除く。)が行うサポートに対する経費を含め、別紙2に掲げるとおりとし、他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとする。

ウ (略)

第4 成果目標

1 (略)

2 目標年度

成果目標の目標年度は、第5の4支援計画の承認のあった日の属する年度から起算して4年度目とする。

第5 実施手続

1 (略)

2 都道府県知事は、1により提出された支援計画の内容が集落ビジョン等を踏まえ作成されたものであることを確認した上で、別紙様式第3号により都道府県計画を作成し、別紙様式第4号により地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ承認の申請をするものとする。その際、都道府県知事は、過年度の事業から継続する事業である場合には、前年度の支援計画の目標達成状況等を踏まえ、別紙5の都道府県ポイントを加算することができるものとする。

なお、申請に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを十分に確認するものとする。

(1)～(6) (略)

3・4 (略)

第6 事業の着手等

1 (略)

2 助成対象者は、事業の着手等に当たっては、自ら一般競争入札又は複数の業者からの見積もりを徴取するなど、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体である市町村は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

3～6 (略)

第7 支援計画の重要な変更

支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第5の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更は当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 助成対象者の変更
- (3) 助成対象者の事業内容の新設
- (4) 事業計画の総補助金額の増

第13 国の助成措置等

第5 実施手続

1 (略)

2 都道府県知事は、1により提出された支援計画の内容が集落ビジョン等を踏まえ作成されたものであることを確認した上で、別紙様式第3号により都道府県計画を作成し、別紙様式第4号により地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ承認の申請をするものとする。その際、都道府県知事は、過年度の事業から継続する事業である場合には、過年度の支援計画の目標達成状況等を踏まえ、別紙5の都道府県ポイントを加算することができるものとする。

なお、申請に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていることを十分に確認するものとする。

(1)～(6) (略)

3・4 (略)

第6 事業の着手等

1 (略)

2 助成対象者は、事業の着手等に当たっては、自ら一般競争入札又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等による複数の業者からの見積もりを徴取するなど、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体である市町村は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

3～6 (略)

第7 支援計画の重要な変更

支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第5の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更はあたっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 助成対象者の変更
- (3) 助成対象者の事業内容の新設
- (4) 事業計画 (5年間) の総補助金額の増

第13 国の助成措置等

1 (略)

2 国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下の(1)から(3)までにより算定した配分額を都道府県に配分するものとする。

(1) (略)

(2) 助成対象者が集落ビジョンの実現に向けて実施する取組については、事業実施主体である市町村は、集落ビジョンに記載された成果目標等の取組を別紙5のポイント基準表に基づきポイント化し、その合計値を集落ビジョンに記載された最長5年間の総補助金額で除して採択ポイントを算定する。また、本事業により過年度から継続して実施する取組については、市町村が算定した採択ポイントに、都道府県が当該取組の前年度の成果目標の達成状況を踏まえたポイント加算を行う。

国は、算定された採択ポイント(都道府県の加算ポイントを含む)の高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の(1)の助成事業に係る補助金の要望額を配分額とする。

なお、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者であって、同要綱の第2に規定する振興計画において支援対象とされている取組は、これらの取組を優先的に支援するために設定する配分予定額の範囲内で優先的に採択するものとする。

(3) (略)

第16 環境負荷低減に向けた取組の実施

1 事業実施主体及び助成対象者は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減に取り組むものとする。

2 事業実施主体及び助成対象者は、環境負荷低減の取組について明らかにした環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(参考様式。以下「チェックシート」という。)記載の各取組を実施することとする。

1 (略)

2 国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下の(1)から(3)までにより算定した配分額を都道府県に配分するものとする。

(1) (略)

(2) 助成対象者が集落ビジョンの実現に向けた取組を実施する取組については、事業実施主体である市町村は、集落ビジョンに記載された成果目標等の取組を別紙5のポイント基準表に基づきポイント化し、その合計値を集落ビジョンに記載された最長5年間の総補助金額で除して採択ポイントを算定する。また、本事業により過年度から継続して実施する取組については、市町村が算定した採択ポイントに、都道府県が当該取組の過年度の成果目標の達成状況を踏まえたポイント加算を行う。

国は、算定された採択ポイント(都道府県の加算ポイントを含む)の高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の(1)の助成事業に係る補助金の要望額を配分額とする。

なお、第3の2の(1)の地域計画の区域を実施地区とする取組又は中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者であって、同要綱の第2に規定する振興計画において支援対象とされている取組は、これらの取組を優先的に支援するために設定する配分予定額の範囲内で優先的に採択するものとする。

(3) (略)

(新設)

3 事業実施主体及び助成対象者は、チェックシートに記載された各取組について、自らが事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを助成対象者は市町村長に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等に提出する。

4 3に係るチェックシートが、国庫補助金等の交付を受けるに当たり既に他事業で提出しているチェックシートの内容と重複する場合には、提出済みのチェックシートの写しを提出することで代えることができる。

第 17 (略)

第 16 (略)

(別紙1-2) 「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

中核となる若者等の雇用に当たっては、以下の基準を満たすこと。

- 1～5 (略)
- 6 中核となる若者等との間で、集落ビジョン又は集落ビジョン承認前の直近の総会で承認された助成対象者の事業計画に基づいて締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。
- 7 (略)

(別紙4) 成果目標の目標水準

目標項目	目標 (当初採択年度から目標年度の目標)
1 継続的な発展のための体制の確立	(略)
(1) 人材の確保	(略)
(2) 人材の育成(※)	(略)
<u>(3) 円滑な世代交代</u>	<u>構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。</u>
<u>(4) 農地の集積</u>	(略)
<u>(5) 経営の高度化(※)</u>	(略)
2 継続的な発展のための収益性の改善	(略)
(1) 事業の周年化(※)	(略)
(2) 高収益作物等の導入・拡大	(略)
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	(略)
(4) 農作業の省力化	(略)

(注) 成果目標は、原則として助成対象者が本事業で行う取組内容に即して設定するものとする。

なお、別紙5のポイント基準の(3)の目標ポイントを選択した項目については、成果目標として必ず設定するものとする(申請時点で達成している項目は設定不可。)

※の成果目標については、第3の5の(1)のエの連携組織の場合にあつては、当該連携組織の構成員で同アからウまでの要件を満たす組織の取組であつても設定できるものとする。

(別紙1-2) 「中核となる若者等の雇用」に係る基準について

中核となる若者等の雇用に当たっては、以下の基準を満たすこと。

- 1～5 (略)
- 6 中核となる若者等との間で、本事業に関する取組で締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。
- 7 (略)

(別紙4) 成果目標の目標水準

目標項目	目標 (当初採択年度から目標年度の目標)
1 継続的な発展のための体制の確立	(略)
(1) 人材の確保	(略)
(2) 人材の育成(※)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3) 農地の集積</u>	(略)
<u>(4) 経営の高度化(※)</u>	(略)
2 <u>持続</u> 的な発展のための収益性の改善	(略)
(1) 事業の周年化(※)	(略)
(2) 高収益作物等の導入・拡大	(略)
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	(略)
(4) 農作業の省力化	(略)

(注) 成果目標は、原則として助成対象者が本事業で行う取組内容に即して設定するものとする。

なお、別紙5のポイント基準の(2)の目標ポイントを選択した項目については、成果目標として必ず設定するものとする(申請時点で達成している項目は設定不可。)

※の成果目標については、第3の5の(1)のエの連携組織の場合にあつては、当該連携組織の構成員で同アからウまでの要件を満たす組織の取組であつても設定できるものとする。

(別紙5) ポイント基準

(1) 地域計画策定ポイント

項目	点数
地域計画が策定されていること	5点

(2) 広域連携等ポイント

項目	点数
連携組織を設立して、複数の集落営農が広域連携して本事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む	5点
他の集落営農と連携して、規約に基づいて農業機械の共同利用、農産物の共同販売等に取り組む	3点

(注) 申請時点において達成している場合もポイントの対象になるものとする。

(3) 目標ポイント

項目	目標年度までに 実現すること	点数
1 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 人材の確保	(略)	(略)
(2) 人材の育成(※2)	(略)	(略)
<u>(3) 円滑な世代交代</u>	<u>構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる</u>	<u>3点</u>
<u>(4) 農地の集積</u>	(略)	(略)
<u>(5) 経営の高度化(※2)</u>	(略)	(略)
	(略)	
	(略)	
	(略)	

(別紙5) ポイント基準

(新設)

(1) 広域連携等ポイント

項目	点数
連携組織を設立して、複数の集落営農が広域連携して本事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む	5点
他の集落営農と連携して、規約に基づいて農業機械の共同利用、農産物の共同販売等に取り組む	3点

(2) 目標ポイント

項目	目標年度までに 実現すること	点数
1 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 人材の確保	(略)	(略)
(2) 人材の育成(※2)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
<u>(3) 農地の集積</u>	(略)	(略)
<u>(4) 経営の高度化(※2)</u>	(略)	(略)
	(略)	
	(略)	
	(略)	

2 継続的な発展のための収益性の改善		
(1)事業の周年化(※2)	(略)	(略)
(2)高収益作物等の導入・拡大	(略)	(略)
(3)加工品や直売等の導入・拡大	(略)	(略)
(4)農作業の省力化	(略)	(略)

(注) (略)

(4) 付加ポイント

項目	目標年度までに実現すること	点数
(1)リスクへの備え(※)	(略)	(略)
(2)環境への配慮(※)	申請時点において、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(みどりの食料システム法附則第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画(みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている	<u>2点</u>

2 継続的な発展のための収益性の改善		
(1)事業の周年化(※2)	(略)	(略)
(2)高収益作物等の導入・拡大	(略)	(略)
(3)加工品や直売等の導入・拡大	(略)	(略)
(4)農作業の省力化	(略)	(略)

(注) (略)

(3) 付加ポイント

項目	目標年度までに実現すること	点数
(1)リスクへの備え(※)	(略)	(略)
(2)環境への配慮(※)	申請時点において、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(<u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)</u> 附則第3条第2項によりなおその効力を有するものとされた持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画をいう。以下同じ。)の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画(みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)又は特定環境負荷低減事業活動実施計画(同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画をいう。以下同じ。)の認	<u>1点</u>

	<u>化学農薬や化学肥料の削減を行う</u>	<u>1点</u>
(3) 輸出の取組(※)	(略)	(略)

(略)

(5) 都道府県ポイント

項目	内容	点数
都道府県加算ポイント	<u>前年度の助成対象者</u> の実績等を踏まえ、都道府県ポイントを加算（取組初年度を除く。）	<u>前年度</u> の目標を達成した項目の割合に応じて、加算 成果目標の全て達成 10点 9割以上達成 9点 8割以上達成 8点 7割以上達成 7点 6割以上達成 6点 5割以上達成 5点 4割以上達成 4点 3割以上達成 3点 2割以上達成 2点 1割以上達成 1点

(別紙様式第1-1号)

〇〇集落ビジョン

都道府県名		市町村名	
地区名		地区内 <u>農地</u> 面積	
集落営農組織名			
連携組織名 構成組織名			

※複数の集落営農が連携して事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む場合は、「連携組織名」欄に連携組織の名称を、「構成組織名」欄に連携組織の構成

		定を受けている、又は <u>化学農薬や化学肥料の削減を行っている</u>
	(新設)	(新設)
(3) 輸出の取組(※)	(略)	(略)

(略)

(4) 都道府県ポイント

項目	内容	点数
都道府県加算ポイント	<u>過年度</u> の実績等を踏まえ、都道府県ポイントを加算（取組初年度を除く。）	<u>過年度</u> の目標を達成した項目の割合に応じて、加算 成果目標の全て達成 10点 9割以上達成 9点 8割以上達成 8点 7割以上達成 7点 6割以上達成 6点 5割以上達成 5点 4割以上達成 4点 3割以上達成 3点 2割以上達成 2点 1割以上達成 1点

(別紙様式第1-1号)

〇〇集落ビジョン

都道府県名		市町村名	
地区名		地区内 <u>のうち</u> 面積	
集落営農組織名			
連携組織名 構成組織名			

※複数の集落営農が連携して事業に取り組む、又は他の法人や異業種と連携して本事業に取り組む場合は、「連携組織名」欄に連携組織の名称を、「構成組織名」欄に連携組織の構成

員全てを記載してください。

1～3（略）

4 成果目標等

(1) 成果目標について

成果目標に設定する項目の「□」にチェックを入れること。ただし、現状欄のみに記載した項目はチェック不可。

項目	内容	現状	1年目	○年目	○年目	○年目	○年目
			(当初採 択年度)				(目標年 度)
			R年度	R年度	R年度	R年度	R年度
1 継続的な発展のための体制の確立							
<input type="checkbox"/>	(1)人材の確保	(略)					
<input type="checkbox"/>	(2)人材の育成 (※2)	(略)					
<input type="checkbox"/>	(3)円滑な世代 交代	構成員等 のうち、60 歳以下の オペレー ターの増 加(取組 組織名: □□□)					
	(4)農地の集積	(略)					
<input type="checkbox"/>	(5)経営の高度 化	就業規 則の策 定(※1) (取組組 織名 :) (略) (略)					
2 継続的な発展のための収益性の改善							
<input type="checkbox"/>	(1)事業の周年 化	(略)					
<input type="checkbox"/>	(2)高収益作物 等の導入・拡大	(略)					
<input type="checkbox"/>	(3)加工品や直 売等の導入・拡	(略)					

成員すべてを記載してください。

1～3（略）

4 成果目標等

(1) 成果目標について

成果目標に設定する項目の「□」にチェックを入れること。ただし、現状欄のみに記載した項目はチェック不可。

項目	内容	現状	1年目	○年目	○年目	○年目	○年目
			(当初採 択年度)				(目標年 度)
			R年度	R年度	R年度	R年度	R年度
1 継続的な発展のための体制の確立							
<input type="checkbox"/>	(1)人材の確保	(略)					
<input type="checkbox"/>	(2)人材の育成 (※2)	(略)					
<input type="checkbox"/>	(新設)	(新設)					
<input type="checkbox"/>	(3)農地の集積	(略)					
<input type="checkbox"/>	(4)経営の高度 化	就業規 則の法 人化(※ 1)(取組 組織名 :) (略) (略)					
2 継続的な発展のための収益性の改善							
<input type="checkbox"/>	(1)事業の周年 化	(略)					
<input type="checkbox"/>	(2)高収益作物 等の導入・拡大	(略)					
<input type="checkbox"/>	(3)加工品や直 売等の導入・拡	(略)					

	大								
<input type="checkbox"/>	(4)農作業の省力化	(略)							

(略)

(2) その他の取組について

項目	内容	チェック
(1)リスクへの備え (取組組織名：)	(略)	<input type="checkbox"/>
(2)環境への配慮 (取組組織名：)	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている(※2)	<input type="checkbox"/>
	<u>化学農薬や化学肥料の削減を行う(※2)</u>	<input type="checkbox"/>
(3)輸出の取組(取組組織名：)	(略)	<input type="checkbox"/>

(略)

5・6 (略)

7 添付書類

(1) (略)

(2) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(3) (略)

(別紙様式第2号)

令和〇年度集落営農等支援計画

1 (略)

2 目標地図又は人・農地プラン

(1) 目標地図

目標地図	[組織名]	<u>令和6年度</u> 中に目標地図に位置付けられることが確実	[組織名]
------	-------	----------------------------------	-------

(注) (略)

	大								
<input type="checkbox"/>	(4)農作業の省力化	(略)							

(略)

(2) その他の取組について

項目	内容	チェック
(1)リスクへの備え (取組組織名：)	(略)	<input type="checkbox"/>
(2)環境への配慮 (取組組織名：)	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている、 <u>又は化学薬品や化学肥料の削減を行っている(※2)</u>	<input type="checkbox"/>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(3)輸出の取組(取組組織名：)	(略)	<input type="checkbox"/>

(略)

5・6 (略)

7 添付書類

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(別紙様式第2号)

令和〇年度集落営農等支援計画

1 (略)

2 目標地図又は人・農地プラン

(1) 目標地図

目標地図	[組織名]	<u>令和5年度</u> 中に目標地図に位置付けられることが確実	[組織名]
------	-------	----------------------------------	-------

(注) (略)

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

5 添付書類

- ・ 別紙様式第2号別添1 助成事業等実施内容 (内訳)
- ・ 別紙様式第1-1号 集落ビジョン及び別紙様式第1-2号 年度別実施計画
- ・ 助成対象者の定款又は規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- ・ 地域計画が策定されている場合には、助成対象者が位置付けられている目標地図を含む地域計画
- ・ 地域計画が策定されていない場合には、助成対象者が位置付けられている実質化された人・農地プラン
- ・ 工程表
- ・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- ・ その他、都道府県知事が必要と認める書類

(注) (略)

(別紙様式第2号別添1)

助成事業等実施内容 (実施内訳)

(1) 総括表

No	都道府県名	市町村名	集落営農組織名又は連携組織名	実施区域 1 実質化された人・農地プラン 2 地域計画	助成事業				サポート経費				成果 1 継続的な発展のための体制の確立 項目 (1)人材の確保 (2)人材の育成 (3)人材の活用 (4)農地の集積 (5)経営の高度化				
					全体		令和6年度		令和6年度		令和6年度						
					事業費等		事業費等		市町村		都道府県						
					事業費(円)	国庫補助金(円)	事業費(円)	国庫補助金(円)	事業費(円)	国庫補助金(円)	事業費(円)	国庫補助金(円)					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
合計																	

(注) 1 記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。
2 都道府県及び市町村のサポート経費について集落ビジョンごとに必要経費を記載すること。

(2)・(3) (略)

3・4 (略)

5 添付書類

- ・ 別紙様式第2号別添1 助成事業等実施内容 (内訳)
- ・ 別紙様式第1-1号 集落ビジョン及び別紙様式第1-2号 年度別実施計画
- ・ 助成対象者の定款又は規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- ・ 地域計画が策定されている場合には、助成対象者が位置付けられている目標地図を含む地域計画
- ・ 地域計画が策定されていない場合には、助成対象者が位置付けられている実質化された人・農地プラン
- ・ 工程表
- ・ (新設)
- ・ その他、都道府県知事が必要と認める書類

(注) (略)

(別紙様式第2号別添1)

助成事業等実施内容 (実施内訳)

(1) 総括表

No	都道府県名	市町村名	集落営農組織名又は連携組織名	実施区域 1 実質化された人・農地プラン 2 地域計画	助成事業				サポート経費				成果 1 継続的な発展のための体制の確立 項目 (1)人材の確保 (2)人材の育成 (新設) (3)人材の活用 (4)農地の集積 (5)経営の高度化			
					全体		令和5年度		令和5年度		令和5年度					
					事業費等		事業費等		市町村		都道府県					
					事業費(円)	国庫補助金(円)	事業費(円)	国庫補助金(円)	事業費(円)	国庫補助金(円)	事業費(円)	国庫補助金(円)				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
合計																

(注) 1 記載は、(2)の個別表の記載から転記すること。
2 都道府県及び市町村のサポート経費について集落ビジョンごとに必要経費を記載すること。

目標		ポイント														備考							
2 継続的な発展のための収益性の改善		(3) 目標ポイント												(4) 付加ポイント									
項目		1 継続的な発展のための体制の確立				2 継続的な発展のための収益性の改善				(1) リスクへの配慮				(3) 輸出の取組									
(1) 事業の周年化	(2) 高収益作物等の導入・拡大	(3) 加工や直売等の導入・拡大	(4) 農作業の省力化	(1) 人材の確保	(2) 人材の育成	(3) 圃場の継ぎ代	(4) 農地の集積	(5) 経営の高度化	(1) 事業の周年化	(2) 高収益作物等の導入・拡大	(3) 加工や直売等の導入・拡大	(4) 農作業の省力化	(1) リスクへの配慮	(2) 環境への配慮	(3) 輸出の取組								
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37

目標		ポイント														備考							
2 継続的な発展のための収益性の改善		(2) 目標ポイント												(3) 付加ポイント									
項目		1 継続的な発展のための体制の確立				2 継続的な発展のための収益性の改善				(1) リスクへの配慮				(3) 輸出の取組									
(1) 事業の周年化	(2) 高収益作物等の導入・拡大	(3) 加工や直売等の導入・拡大	(4) 農作業の省力化	(1) 人材の確保	(2) 人材の育成	(新設) (3) 農地の集積	(4) 経営の高度化	(1) 事業の周年化	(2) 高収益作物等の導入・拡大	(3) 加工や直売等の導入・拡大	(4) 農作業の省力化	(1) リスクへの配慮	(2) 環境への配慮	(3) 輸出の取組									
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34		

(2) (個別表)

No	実施区域	集落ビジョン等策定主体	助成対象者情報				事業内容	助成対象者毎の整備内容の整理番号	事業実施年度(令和)											
			助成対象者の区分(目標地域・人農地プランにおける位置付け)		助成対象者の詳細															
			区分	整理番号	経営形態の別の区分	認定農業者等の区分														
	都道府県名	市町村名	区分 1: 集落営農組織	2: 連携組織	1: 位置付けられた組織	2: 位置付けられることが確実である組織	3: 1・2以外の組織	1: 法人	2: 法人以外	1: 集落営農組織	2: 集落営農組織(認定農業者)	3: 集落営農組織(認定新規就農者)	4: 集落営農組織等の広域連携組織	5: 異業種等との連携組織	1 集落ビジョン策定	2 若者等の雇用	3 収益力の向上	4 法人化	5 共同利用機械等の導入	

(2) (個別表)

No	実施区域	集落ビジョン等策定主体	助成対象者情報				事業内容	助成対象者毎の整備内容の整理番号	事業実施年度(令和)											
			助成対象者の区分(目標地域・人農地プランにおける位置付け)		助成対象者の詳細															
			区分	整理番号	経営形態の別の区分	認定農業者等の区分														
	都道府県名	市町村名	区分 1: 集落営農組織	2: 連携組織	1: 位置付けられた組織	2: 位置付けられることが確実である組織	3: 1・2以外の組織	1: 法人	2: 法人以外	1: 集落営農組織	2: 集落営農組織(認定農業者)	3: 集落営農組織(認定新規就農者)	4: 集落営農組織等の広域連携組織	5: 異業種等との連携組織	1 集落ビジョン策定	2 若者等の雇用	3 収益力の向上	4 法人化	5 共同利用機械等の導入	

(別紙様式第5号別添)

目標達成状況報告書(○年目)

都道府県名	市町村名	助成対象者名	当初採択年度	目標年度

1 助成対象者の成果目標

項目	現状	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)					○年目 達成状 況(%)	実績を 確認した 資料名 等
		1年目 (当初 採択 年度: R○年 度)	○年 目 (R○ 年 度)	○年 目 (R○ 年 度)	○年 目 (R○ 年 度)	○年 目(目 標年 度: R○年 度)		
1 継続的な発展のための体制の確立								
①	人材の確保							
②	人材の育成							
③	円滑な世代交代							
④	農地の集積							
⑤ 経営 の 高 度 化	組織の法人化							
	就業規則の策定							
	複式簿記の導入							
	GAPの導入							

2 継続的な発展のための収益性の改善

①	事業の周年化							
②	高収益作物等の導入・拡大							
③	加工品や直売等の導入・拡大							

(別紙様式第5号別添)

目標達成状況報告書(○年目)

都道府県名	市町村名	助成対象者名	当初採択年度	目標年度

1 助成対象者の成果目標

項目	現状	目標 達成状況(上段:計画、下段:実績)					○年目 達成状 況(%)	実績を 確認した 資料名 等
		1年目 (当初 採択 年度: R○年 度)	○年 目 (R○ 年 度)	○年 目 (R○ 年 度)	○年 目 (R○ 年 度)	○年 目(目 標年 度: R○年 度)		
1 継続的な発展のための体制の確立								
①	人材の確保							
②	人材の育成							
(新設)	(新設)							
③	農地の集積							
④ 経営 の 高 度 化	組織の法人化							
	就業規則の策定							
	複式簿記の導入							
	GAPの導入							

2 継続的な発展のための収益性の改善

①	事業の周年化							
②	高収益作物等の導入・拡大							
③	加工品や直売等の導入・拡大							

④	農作業の省力化								
---	---------	--	--	--	--	--	--	--	--

2 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

(添付書類)

(略)

[記入要領等]

1 1の「現状」欄と「目標達成状況」欄の上段には助成事業等実施内容(内訳)(別紙様式第2号別添1)の(2)の成果目標の設定状況の「現状」、「〇年目」欄の内容を記入、下段は、当該年度の実績を記載し、「〇年度目達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求め、記入するものとする(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。また、「現状」と「年度計画」が同じ場合、達成状況は「-」を記入する。)

2 (略)

3 (略)

④	農作業の省力化								
---	---------	--	--	--	--	--	--	--	--

2 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

(添付書類)

(略)

[記入要領等]

1 1の「現状」欄と「目標達成状況」欄の上段には助成事業等実施内容(内訳)(別紙様式第2号別添1)の(2)の成果目標の設定状況の「現状」、「〇年目」欄の内容を記入、下段は、当該年度の実績を記載し、「〇年度目達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求め、記入するものとする(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

2 (略)

3 (略)

(参考様式)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け) Ver1.1

申請時 (します)	報告時 (しました)
(1) 適正な施肥	
① <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	
申請時 (します)	報告時 (しました)
(2) 適正な防除	
② <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	
申請時 (します)	報告時 (しました)
(3) エネルギーの節減	
③ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
オフイスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	
④ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームピ ズ・クールピズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	
⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	
申請時 (します)	報告時 (しました)
(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
⑥ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
申請時 (します)	報告時 (しました)
(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑦ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑧ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源の再利用を検討	
申請時 (します)	報告時 (しました)
(6) 生物多様性への悪影響の防止	
⑨ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	
⑩ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
申請時 (します)	報告時 (しました)
(7) 環境関係法令の遵守等	
⑪ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
みどりの食料システム戦略の理解	
⑫ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係法令の遵守	
⑬ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	
⑭ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める	
⑮ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
正しい知識に基づき作業安全に努める	

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。要領などをご確認ください。

(新設)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver1.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活 用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記 録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める（再 掲）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活 用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合がありますため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。